

乗務員勤務制度に向き合おう

1分の遅れでも必ず作業報告書（遅延申告）を

提出しよう

労働時間（勤務終了時刻）が列車の遅延で超えたときは報告書を提出し、
超過勤務の申請を行う必要があります。そして、その分の賃金が発生します！

1分くらいの遅れを報告書に書くのは面倒だ
早く帰りたいのに、点呼時間も遅れるし…

数分の遅れなら、超勤の額も大した額では…

それって、
損をしていませんか？

私たちと一緒に、一つひとつの作業や
制度を見つめ直してみませんか！

分からないことは、東日本ユニオン組合員にお尋ね下さい